

国民健康保険証の更新について

—9月末までに新しい国保の保険証を郵送します—

現在、国保に加入されている皆さんが使用している国民健康保険被保険者証の有効期限は、9月30日までとなっています。10月1日からは、新しく更新された国民健康保険被保険者証をお使いください。

国民健康保険被保険者証は、皆さんが国保に加入している証明書であり、お医者さんにかかるときは、必ず毎回提示してください。なお、70歳以上（70歳到達月の翌月）から75歳未満の方がお医者さんにかかるときは、「高齢受給者証」も忘れずに提示してください。（「高齢受給者証」は、既に7月末に送付済で8月1日から新しく更新されています。）

◆新しい保険証は9月末までに世帯主宛てに郵送します

新しい保険証は、9月末にまでに世帯主宛てに郵送いたします。新しい保険証が届きましたら、保険証の記載内容を確認してください。

交付された保険証の記載内容に間違いがあった場合には、役場福祉保健課までご連絡をお願いします。

なお、古い保険証は、10月になってからハサミ等で切り、破棄してください。

◎国保への加入・脱退の手続きを忘れずに！

国保に加入したり、やめたりするときは、届け出が必要です。

国保に加入するとき	国保をやめるとき
他の健康保険に加入していない場合 ①職場の健康保険などをやめたとき ②他の市町村から転入したとき ③子どもが生まれたとき など	他の健康保険に加入したとき ①職場の健康保険に加入したとき ②他の市町村へ転出するとき ③死亡したとき ④後期高齢者医療制度に加入（障害認定による）したとき など
※加入の届け出が遅れると・・・ ⇒保険税は届け出をした日からではなく、資格を得た月までさかのぼって支払うこととなります。 ◎失業等による国保への加入の際は、保険税の減免や軽減が受けられる場合があります。納税に関するご相談は、随時役場税務会計課（☎76-4604）にて受け付けております。	※やめる届け出が遅れると・・・ ⇒資格の喪失した保険証で診療を受けると、国保が負担した医療費はあとで返してもらうこととなります。 ⇒ほかの健康保険に加入すると、保険税（料）を二重払いするおそれがあります。

■問合せ・手続き先 福祉保健課 ☎76-4608

マイナンバーカード 日曜申請・受取窓口の休止について

毎月第2・第4日曜日に開設しているマイナンバーカードの日曜申請・受取窓口について、**令和5年10月8日**は国の機関のメンテナンス作業のため、窓口を休止します。

カードの申請・受取のほか、電子証明書の更新や暗証番号のロック解除など、カードに関する手続きをご希望の方は、平日または日曜申請・受取窓口をご利用ください。

■問合せ先 総務課 町民サービス係
☎76-4614

9月・10月の開設予定

9月10日 開設
9月24日 開設
10月8日 (休止)
10月22日 開設

日曜申請・受取窓口

毎月第2・第4日曜日
午前9時～午後4時
※正午から午後1時まで昼休み

「豊かな森林を守るために」 森林経営管理制度

○森林経営管理制度ってなに？

市町村が森林を所有している人に今後の管理に関しての意向を確認し、収益性がある森林（経済林）は、林業経営に適した森林として意欲と能力のある林業経営者に委託し枝打ちや、間伐等の管理を行います。収益性が低い森林（非経済林）は、市町村が管理を行い、適切に管理を行います。

○どうしてこのような制度ができたの？

森林の管理は、苗木を植え、下刈りや枝打ち、間伐をして育てた木を伐採して販売する「伐採して、使って、植える」という循環の中で森林を守っています。

森林は、木材を販売するだけではなく、山崩れを防いだり、水を蓄えて洪水を防いだり、水をきれいにしたり、二酸化炭素を吸収して地球温暖化を防止する役目があります。

しかし、大切な森林を守るための人が少なくなってきており、森林所有者の高齢化や世代交代により、森林の適切な管理や、伐採後の植栽が行われなくなってきている現状です。

また、所有者不明の森林や境界が不明な森林、所在地が不明などの課題があります。このような森林を適切に管理し、林業の成長産業化を図るためこの制度ができました。

○今年度の事業内容は？

森林所有者配置図作成・森林境界調査業務を行います。調査対象地区は「石川字黒石沢地内の森林」です。配置図作成・森林所有者・境界・収益性を調査し、施業提案を作成します。その上で、調査図、施業提案をもとに森林所有者へ意向調査を実施し、森林経営のサポートを行います。

■問合せ先 農林振興課 林業係 ☎76-4609

